

秋田県第二種特定鳥獣管理計画
(第3次ニホンジカ)

秋田県

令和7年3月

目 次

第 1	計画策定の目的及び背景.....	- 1 -
1	目的	- 1 -
2	背景	- 1 -
第 2	管理すべき鳥獣の種類.....	- 3 -
第 3	計画の期間	- 3 -
第 4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域.....	- 3 -
第 5	現状	- 3 -
1	生息動向	- 3 -
2	生息環境	- 6 -
3	捕獲状況	- 8 -
4	被害状況及び対策の実施状況.....	- 11 -
第 6	特定計画の評価と改善.....	- 12 -
第 7	管理の目標	- 14 -
1	個体群の生息状況に関する指標と目標.....	- 14 -
2	農林業被害の軽減に関する指標と目標.....	- 14 -
3	生活環境被害の軽減に関する指標と目標（生態系等に関する事項を含む）	- 15 -
第 8	数の調整に関する事項.....	- 15 -
1	個体群管理の施策の考え方.....	- 15 -
2	個体群管理の施策の目標と指標.....	- 15 -
3	個体群管理の施策の実施内容.....	- 16 -
4	捕獲の担い手確保・育成に関する施策.....	- 16 -
5	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項.....	- 17 -
第 9	生息環境管理に関する事項.....	- 17 -
1	生息環境管理の施策の考え方.....	- 17 -
2	生息環境管理の施策の目標と指標.....	- 17 -
3	生息環境管理の施策の実施内容.....	- 18 -
第 10	被害防除対策に関する事項.....	- 18 -
1	被害防除対策の施策の考え方.....	- 18 -
2	被害防除対策の施策の目標と指標.....	- 18 -
3	被害防除対策の施策の実施内容.....	- 18 -
第 11	モニタリング等の調査研究.....	- 19 -
1	管理の目標に対応したモニタリング	- 19 -
2	各種施策の目標に対応したモニタリング	- 19 -
第 12	その他管理のために必要な事項.....	- 19 -
1	特定計画の実施体制.....	- 19 -
2	各主体の役割分担と連携.....	- 20 -
3	鳥獣被害防止計画との調整.....	- 21 -
4	錯誤捕獲対応の実施体制等.....	- 21 -
5	感染症及び安全対策の実施.....	- 22 -

第1 計画策定の目的及び背景

1 目的

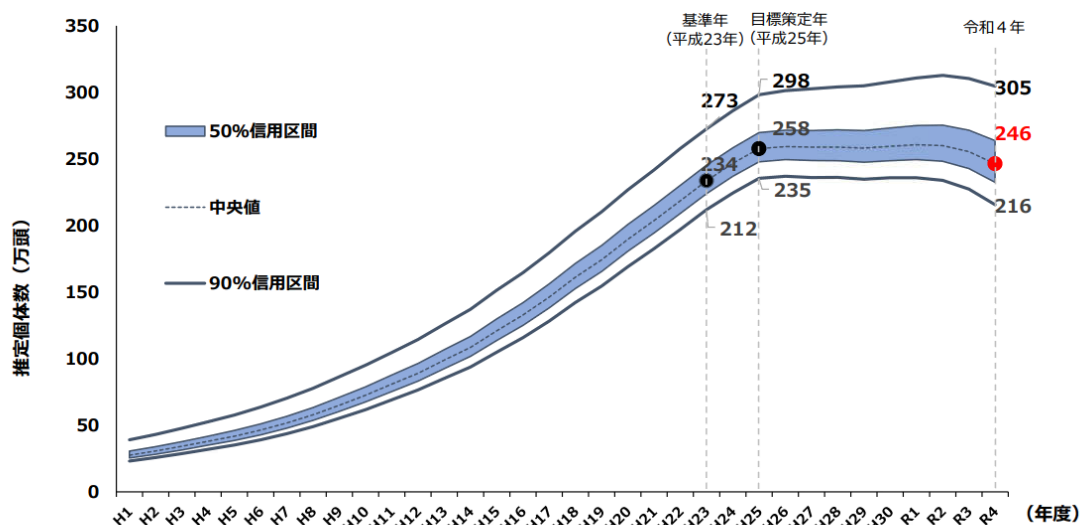
本県に生息するニホンジカについて、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第7条の2に基づく第二種特定鳥獣として、科学的かつ計画的な管理を実施することにより、群れとして安定的に生息することを防ぎ、農林業、生活環境、森林生態系への被害や影響を最小限に抑えることを目的とする。

2 背景

（1）全国の状況

環境省の調査により、昭和53年度から令和2年度までに全国の分布域が約2.7倍に拡大していることが確認された。東北地方では岩手県五葉山周辺や宮城県牡鹿半島・金華山周辺と限定した地域で生息していたが、平成15年度以降は分布域が急速に広がり、平成21年には日本海側の秋田・山形両県で交通事故による死亡個体が相次いで確認された。

本州以南における推定個体数は、平成元年度から平成26年度までに約9倍に増加し、約263万頭（中央値、90%信用区間で約238～297万頭）に達した。その後減少に転じ、令和4年度には約246万頭（中央値、90%信用区間で約216～305万頭）と推定されている（図－1）。また、捕獲数も年々増加し、近年は70万頭で推移している。



※ 令和4（2022）年度の自然増加率の推定値は、中央値1.19（90%信用区間：1.16-1.22）

※ 令和4（2022）年度の北海道の推定個体数は、東部地域32万頭、北部地域19万頭、中部地域21万頭、南部地域3～18万頭（北海道資料）

図－1 ニホンジカ（本州以南）の推定個体数の推移（環境省 2024）

野生鳥獣による農作物被害額については、令和5年度で約164億円（農林水産省 2024）となっており、そのうちニホンジカによるものは約70億円で、全体の約4割強を占めている（図－2）。また、野生鳥獣による森林被害面積は、令和5年度には約5,200haにのぼり、うちニホンジカによる被害は3,200万haと全体の約6割強を占めている（図

ー 3)。このようにニホンジカは農林業へ多大な被害をもたらすほか、高密度で生息する地域では、過度の採食圧により、植生や土壌、様々な動物種など地域の生態系に著しい負の影響を与えている。

こうしたことから、平成 25 年 12 月に環境省と農林水産省が「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を示し、本州以南のニホンジカは平成 23 年度の推定生息頭数を 10 年後の令和 5 年度までに半減させること（約 116 万頭）を当面の目標とし、令和 2 年度から「集中捕獲キャンペーン」を実施するなど捕獲強化対策を行った。平成 27 年度以降、推定生息数は減少に転じたものの、令和 3 年度には約 222 万頭（中央値）と令和 5 年度の半減目標達成は難しい状況であった。そこで、令和 5 年 9 月に、目標年を 5 年延長し令和 10 年までに半減させることを新たな目標とし、ICT 技術等を活用した効率的・効果的かつ集中的な捕獲対策事業を実施するなど、更なる捕獲対策の強化を推進している。

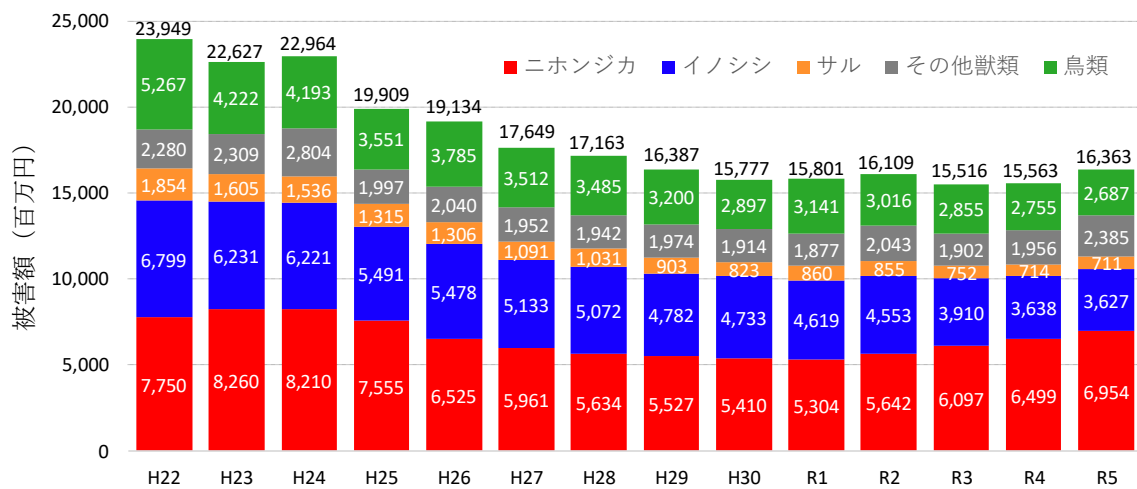


図-2 野生鳥獣による全国の農作物被害額の推移（農林水産省 2024）

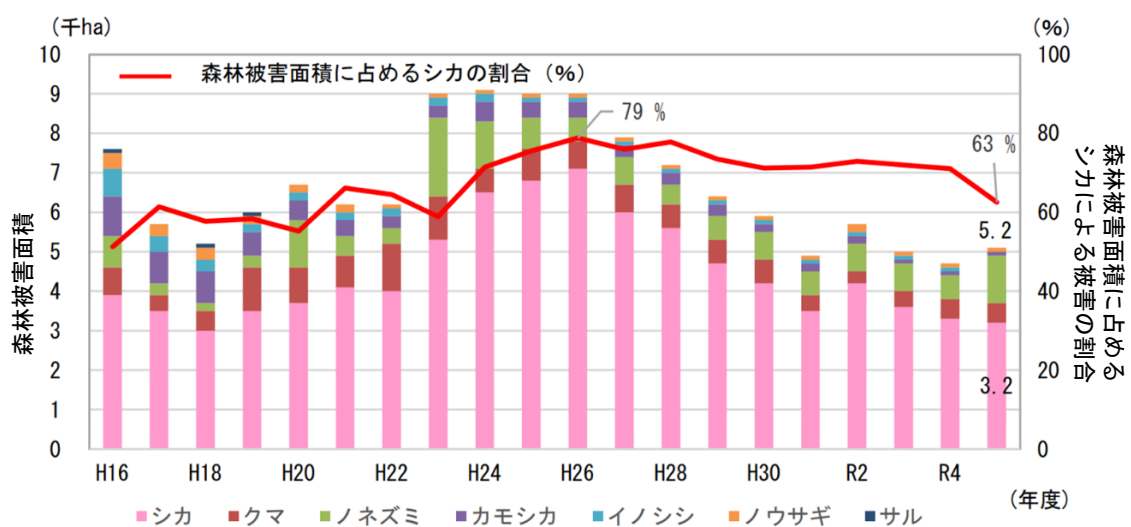


図-3 野生鳥獣による森林被害面積の推移（農林水産省 2024）

(2) 本県の状況

本県では江戸時代までは各地に生息していたが、その後、狩猟圧等により昭和初期までに絶滅したと推測されている。その後長らくニホンジカは確認されていなかったが、平成 21 年 6 月に仙北市角館町で交通事故による死亡個体が収容されて以降、各地で目撃や死亡個体の件数が増加し、令和 5 年度は 147 件、178 頭の目撃等（目撃、死亡及びトレイルカメラによる撮影個体。以下「目撃等」という。）の情報が寄せられている。

また、捕獲についても令和元年度までは数頭程度だったものが、令和 2 年度以降は徐々に増え、令和 5 年度には 77 頭に及んだ。

農作物被害は平成 29 年度から認められ、令和 4 年度の被害額は 85 万円となっている。

目撃等の情報には、オスだけでなく幼獣（0 歳）連れのメスも含んでおり、また、積雪期に集団で生息する報告もあることから、ニホンジカによる定着・繁殖が進んでいるとみられる。

第 2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ（*Cervus nippon*：以下「シカ」という。）とする。

第 3 計画の期間

県内においてシカは、目撃等による群れの情報が増え確実に定着・繁殖が進んでいると推測される。今後、個体数が短期間で急激に増加するおそれがあり、状況に応じて対策を講じる必要がある。このため、本計画の期間を令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。ただし、シカの生息状況や社会情勢等に変化が生じた場合は適宜改定を行うものとする。

第 4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

国指定鳥獣保護区を除く県内全域とする。

第 5 現状

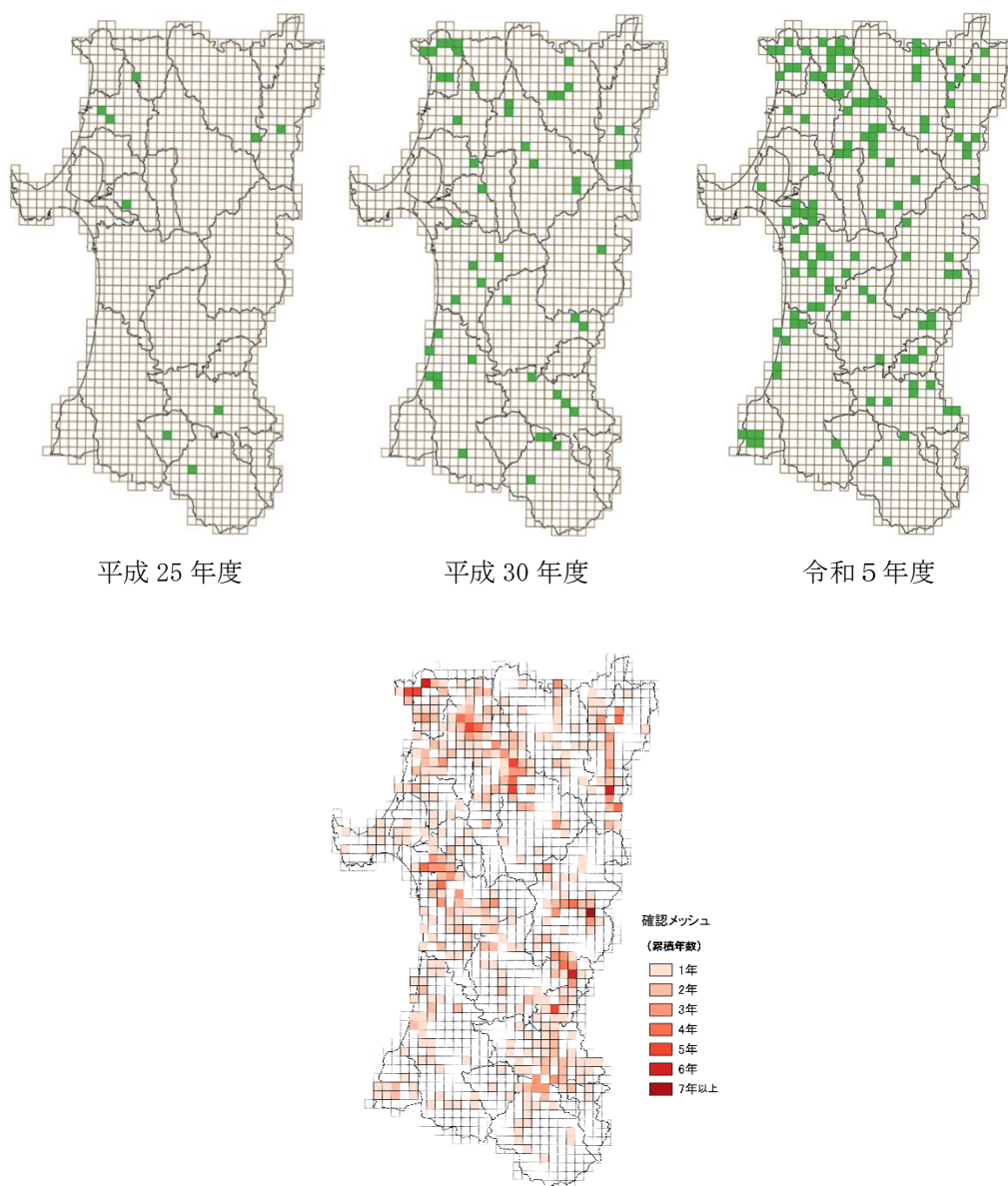
1 生息動向

(1) 分布状況

県内では平成 21 年 6 月に仙北市で死亡個体が収容され、平成 25 年に横手市で子連れのメスが目撃された。その後、目撃等や捕獲の箇所は県内全ての地域振興局管内に拡大し、群れ単位での目撃回数も増加しており、平成 21 年度から令和 5 年度末までで目撃等と捕獲を合わせ（以下「目撃・捕獲」という。）計 1,197 頭の情報が寄せられている（図－4、表－1）。市町村別の累積目撃・捕獲頭数割合（該当市町村の目撃・捕獲頭数累積／全県の目撃・捕獲頭数累積）は八峰町の 13.2%が最も多く、北秋田市 11.2%、仙北市 9.5%と続く。八峰町内では、世界遺産である白神山地におけるシカの生息状況を把握するためトレイルカメラ（以下「カメラ」という。）を多数設置しているため、シカの撮影頻度が高くなり目撃・捕獲頭数割合に影響したと考えられる。

また、県境 6 地域に設置したカメラの撮影結果より、鹿角市寒ノ背峠、仙北市仙岩峠

におけるシカの撮影頻度が他地域と比較し高く、これらの県境地域では侵入個体が多いと推測された（図－５）。



図－４ シカ目撃・捕獲箇所の推移（3km メッシュ）

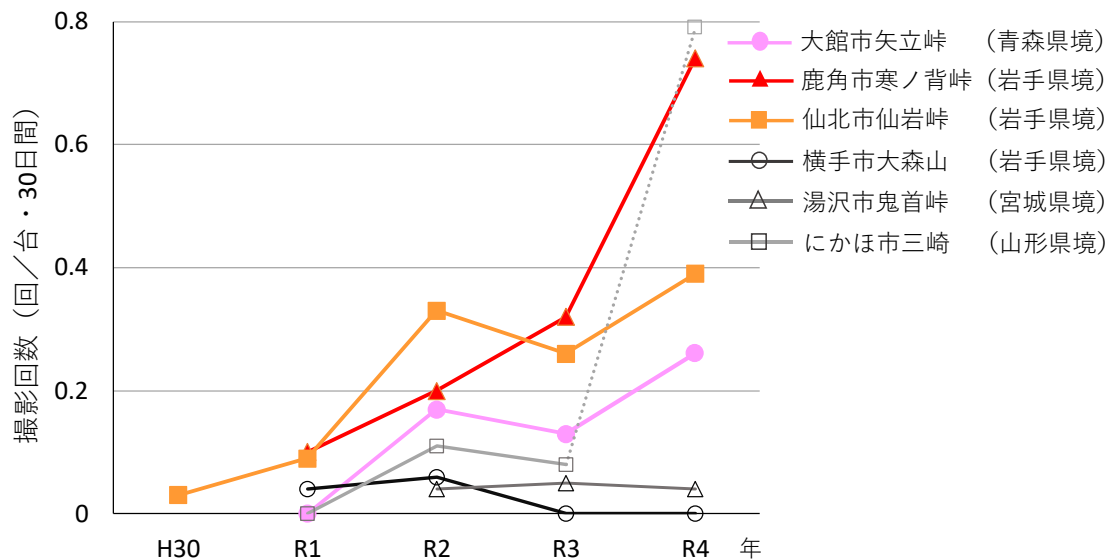
※目撃には死体個体、カメラによる撮影個体を含む

表－1 目撃等の数と捕獲数の推移

単位：頭

年度	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4	5	計
目撃等の数	2	3	3	17	9	30	39	87	84	82	78	87	109	170	178	978
捕獲数	-	-	-	-	-	-	1	1	1	2	3	30	57	47	77	219
合計	2	3	3	17	9	30	40	88	85	84	81	117	166	217	255	1,197

※目撃等の数には死亡個体やカメラによる撮影個体も含む



図－5 県境6地域におけるニホンジカの撮影頻度 (菅原・長岐 2022 改変)

※1地域のカメラ台数：5～7台、1回の撮影時間：10-15秒。

※連続撮影の場合、最後の撮影日時より1時間以上経過後の撮影を新たな撮影回とし、それまでの複数撮影は1回とした。

※にかほ市三崎の令和4年度年の結果には、9～11月に4尖オス同一個体の定着による撮影も含むため破線としている。

※オスの角は毎年3月頃に脱落し新しく生え替わる。誕生年に角はなく、翌年の1歳時に1本角が、その翌年の2歳時には枝分かれした2枝（2尖）の角が、3歳時には3枝（3尖）、4歳以上では4枝（4尖）の角を形成する。

(2) 生息密度

痕跡密度を生息密度の指標とし、令和4年度から行っている捕獲対象地（越冬箇所）探索調査のうち令和5年度の一部と令和6年度の結果を示す（表－2）。両年の痕跡調査は例年の融雪時期にあたる5月に行ったが、令和5年度は融雪が早く開業後の調査となったことから、令和5年度は痕跡の発見確率が低かった可能性がある。両年を単純に比較できないものの、両年同地区で行った5地区のうち4地区で、令和6年度の痕跡密度が高くなった。

また、仙北市や北秋田市の一部の地区が他地区より痕跡密度が高く、前述の累積目撃・捕獲頭数割合と同様の傾向を示した。

表ー 2 ニホンジカの痕跡（食痕・糞）密度

地区名	踏査延長 (km)	R6ニホンジカ 痕跡数	R6痕跡密度 (痕跡数/km)	R5痕跡密度 (痕跡数/km)
鹿角市八幡平	4.88	1	0.205	0.265
大館市十二所	5.10	6	1.176	—
北秋田市七日市	5.98	15	2.508	—
北秋田市摩当	4.44	3	0.676	0.000
北秋田市浦田	4.23	9	2.128	0.236
にかほ市大砂川	4.02	3	0.746	—
仙北市生保内	4.26	16	3.756	—
大仙市中仙太田	4.89	12	2.454	0.204
美郷町黒沢	5.23	2	0.382	0.000

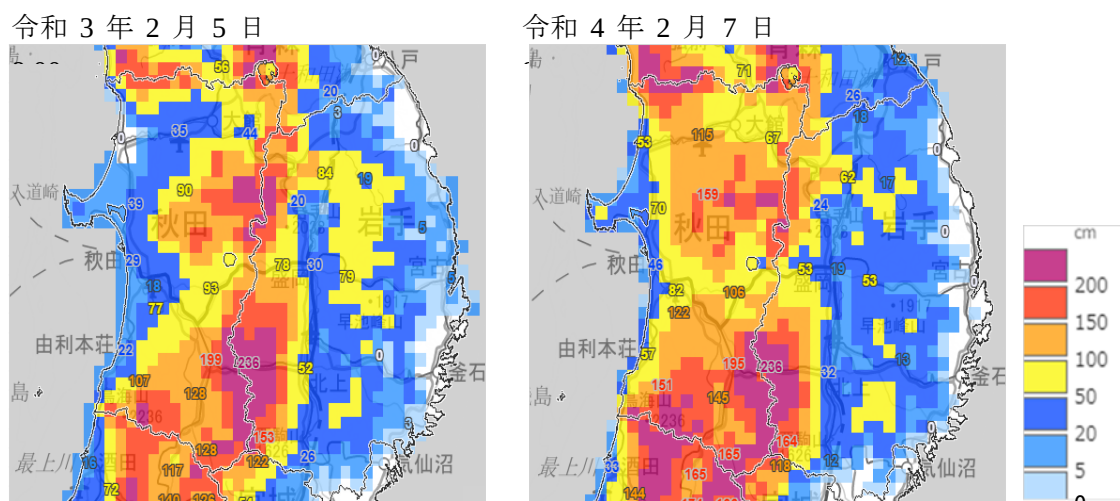
※痕跡調査の実施時期は融雪直後。

※R5に痕跡調査を実施していない地区を「—」で示す。

2 生息環境

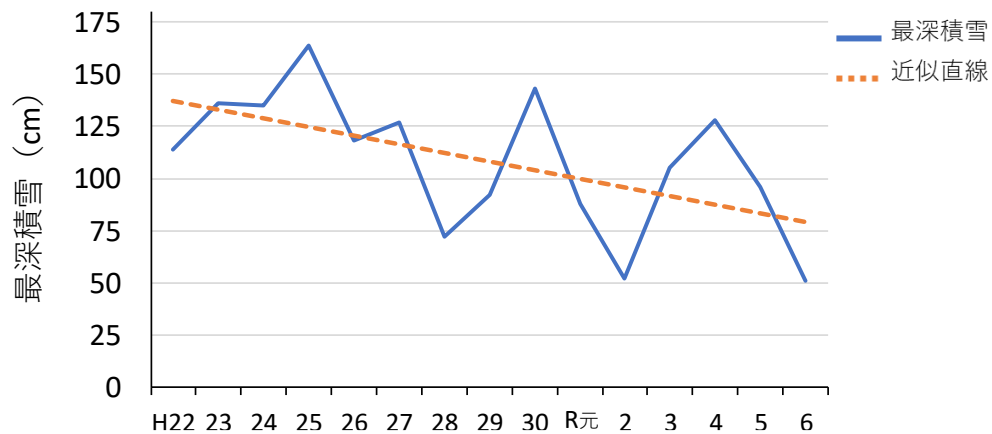
(1) 自然環境

シカは、積雪深約 50cm 超で多くの餌植物が埋雪し採食制約を、約 100cm 超で歩行困難となり行動制約を受けるとされ、生息密度は積雪の状況により大きな影響を受けると推測される。近年、横手市で最深積雪が約 200cm となった令和 3 年、4 年の県内積雪深状況を図ー 6 に示す。積雪深 100cm 超となったのは白神山地、十和田湖周辺、森吉山から八幡平にかけての山塊、朝日岳以南から栗駒山の奥羽山脈、横手から湯沢周辺の仙北平野、栗駒山から鳥海山までの山形県境であった。これらの領域では他の領域と比べ越冬が困難と判断された。また、積雪深 50cm 超から 100cm 以下となったのが花輪から大館を経由し能代までの米代川沿い、田沢湖から角館、大曲にかけての玉川沿い、大曲から秋田までの雄物川沿いであり、積雪深 50cm 以下となったのが海岸部であった。これらの領域では今後、生息密度が高くなる可能性がある。



図ー 6 令和 3－4 年横手市最深積雪日における県内の積雪状況（気象庁 web の積雪深状況）

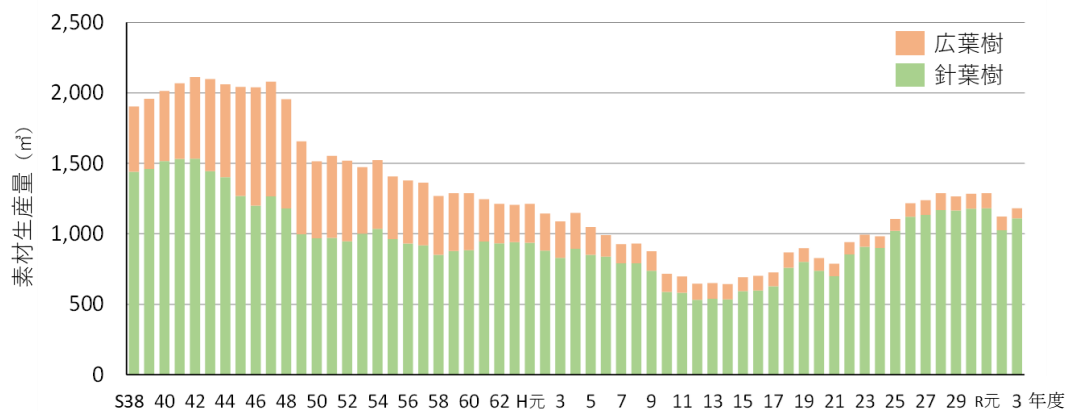
また、近年は気候変動等の影響により、多雪地での積雪量が減少傾向と考えられ、積雪による移動への影響も低下している可能性が指摘されている。県内でシカの越冬が確認されている田沢湖地区に最寄りの角館気象観測所でも、積雪の減少傾向が確認できる（図－７）。また、積雪地域では大雪時の避難場所として、または天敵からの隠れ場所としてスギ壮齢林等の針葉樹林を利用することが知られている。県内に広く分布しているスギ人工林が積雪の影響を緩和し、生息域の拡大に寄与していることも考えられる。



図－７ 角館気象観測所における最深積雪の推移

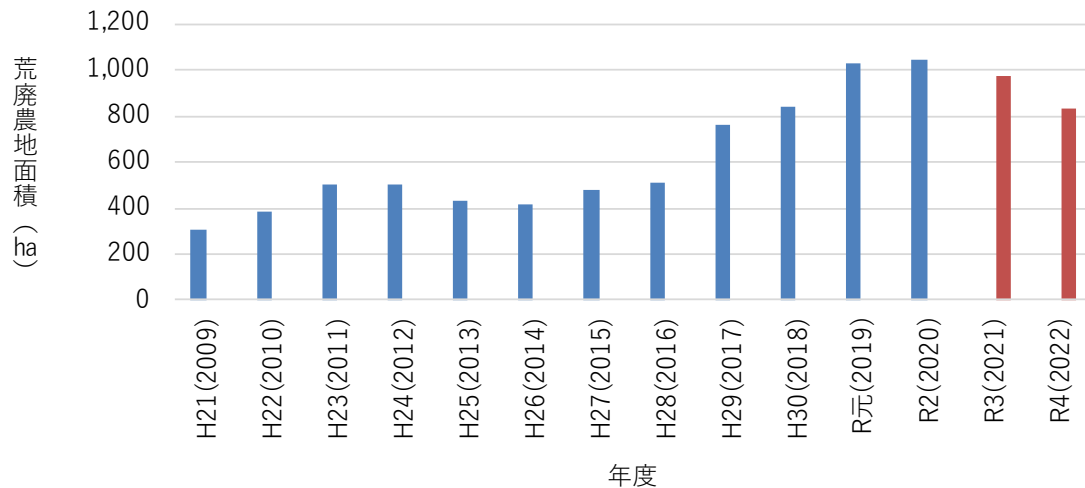
(2) 土地利用等

シカの個体数増加要因の１つに森林の伐採量の増加があげられる。皆伐や間伐等の施業は、森林内の光環境を良好にし、餌となる植物量を増加させる。図－８に県内における素材生産量の推移を示す。素材生産量は、高度経済成長期の末期とともに昭和 42 年度をピークに減少してきたが、標準的な伐期の 50 年を迎えたスギ林分が増えたことに伴い、平成 15 年度から再び増加に転じた。シカにとって個体数増となる環境が増えつつある。



図－８ 秋田県における素材生産量の推移（秋田県林業統計時系列版Ⅷ）

また、近年、人口減少や高齢化の進行に伴い、荒廃農地が増加しており、過去 10 年間で荒廃農地が約 2 倍に増えている（図－9）。こうした場所がシカの生息に適した環境になることも考えられる。



図－9 県内における荒廃農地面積の推移

（農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果等」より作成）

*令和3年度から調査・集計方法が変更されているため、令和2年度以前と単純な比較ができないことに留

3 捕獲状況

（1）捕獲の現状と動向

本県において、シカは平成 27 年 12 月に仙北市田沢湖で初めて狩猟により捕獲され、その後は数頭で推移していたが、令和 2 年度から増え始め、令和 5 年度には平成 21 年以降最多の 77 頭となった（表－1）。

令和 5 年度における捕獲区分の内訳は、狩猟による捕獲が 34 頭、有害鳥獣捕獲による捕獲が 33 頭、県が行う指定管理鳥獣捕獲等事業によるものが 9 頭、学術捕獲による捕獲が 1 頭となっている。また、捕獲手法別の捕獲数は銃 47 頭（61%）、くくりわな 26 頭（34%）、箱わな 1 頭（1%）、その他（交通事故個体への止め刺し）3 頭（4%）となった（図－10）。

また、令和 5 年度の市町村別捕獲数は、北秋田市 16 頭（21%）、仙北市 15 頭（19%）、美郷町 10 頭（13%）となっており、前述の市町村別の累積目撃・捕獲頭数割合と同様の傾向を示した。

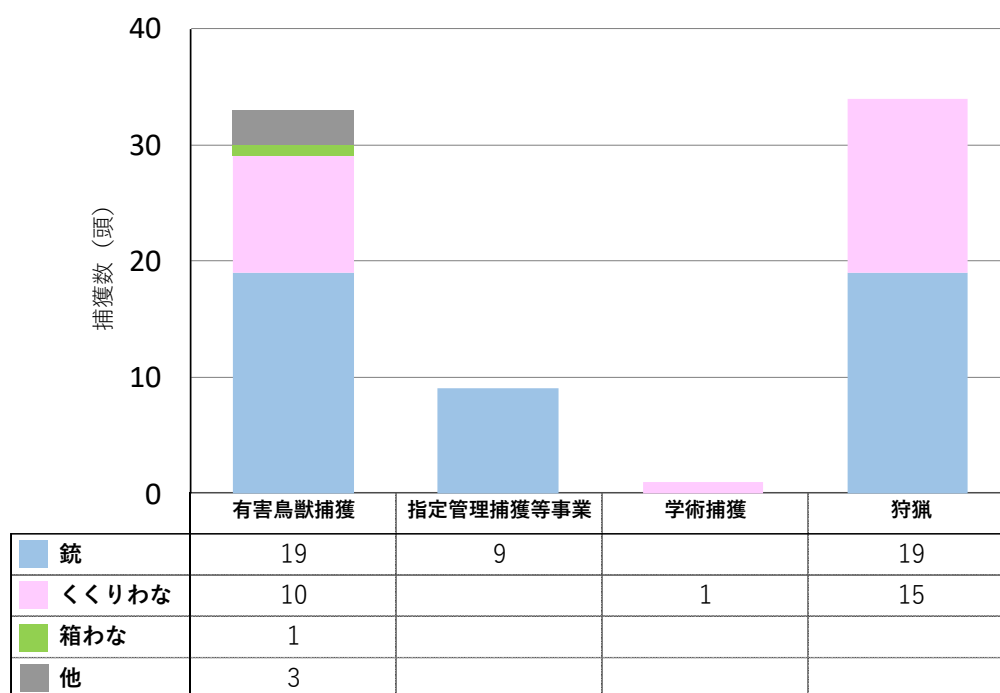
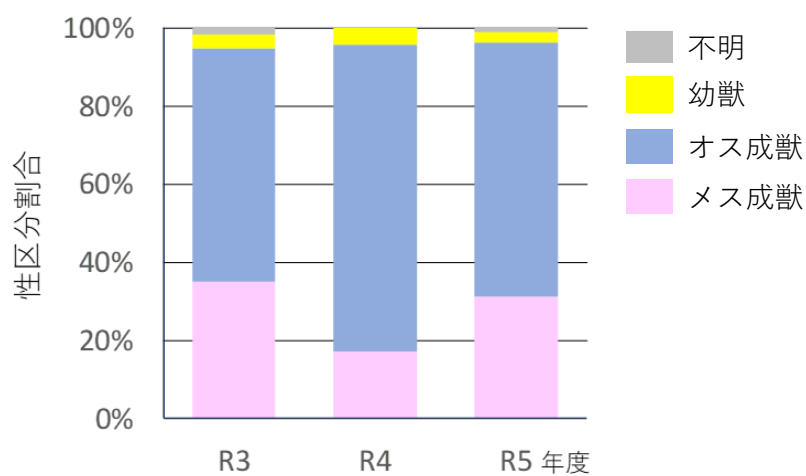


図-10 令和5年度捕獲方法別の捕獲数

(2) 捕獲個体に関する情報

令和3年度から令和5年度までに捕獲されたオス成獣、メス成獣、幼獣（当年仔）等の性区分捕獲割合を図-11に示す。年によって変動はあるものの、オス成獣割合は69～79%となった。メス成獣の割合は17～35%で、幼獣の割合も約3～4%と一定で推移しており、県内においてメスの定着、繁殖が進んでいると判断される。今後、メス成獣あるいは幼獣の割合が急激に増えるおそれがあり、性区分割合の変化を注視する必要がある。



※30kg未満の個体を幼獣区分とした。

図-11 令和3～5年度の性区分捕獲割合

令和5年度の月別捕獲数の推移を表－3に、令和5年度の捕獲数77頭に交通事故死個体2頭を加えた79頭の性別、体重別捕獲数を表－4に示す。表－3より出産を終え秋季にメス仔が集団化する10月から12月にかけて捕獲数が高くなった。また、表－4より体重30kg未満の幼獣は2頭(3%)と少なく、100kg以上の個体はオス8頭(10%)、メス1頭(1%)とオスが多かった。体重の実測値最大は令和5年11月9日に捕獲したオスで125kgだった。

表－3 令和5年度月別捕獲数

(単位：頭、%)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	不明	計
頭数	1	4	0	3	4	7	12	22	12	5	4	2	1	77
割合	1.3	5.2	0.0	3.9	5.2	9.1	15.6	28.6	15.6	6.5	5.2	2.6	1.3	

表－4 令和5年度性別、体重別捕獲数

体重 (kg)	オス	メス	合計 (%)
～30未満	1	1	2 (3%)
30以上50未満	4	8	12 (15%)
50以上100未満	39	17	56 (71%)
100以上	8	1	9 (11%)
計 (%)	52 (66%)	27 (34%)	79

※体重は実測値のほか推定値も含む

(3) 捕獲の担い手に関する状況

本県ではシカの生息が長期間確認されておらず、生態や捕獲技術に精通した狩猟者がほとんどいなかった。また、積雪地域であるため狩猟期間である冬季の捕獲に不向きなくくりわなを用いる機会もなく、令和元年までくくりわなによる捕獲実績はなかった。そこで、より捕獲を推進するため令和2年度からくくりわなの捕獲技術研修会を毎年各地で開催してきた。

捕獲手段別の捕獲数推移を表－5に示す。令和2年度では銃による捕獲が19頭で95%、くくりわなは1頭で5%であったのに対し、徐々にくくりわなによる捕獲数が増加し、令和5年度には26頭と捕獲率は全捕獲数の約34%に達した(表－5)。

表－5 捕獲手段別の捕獲数の推移

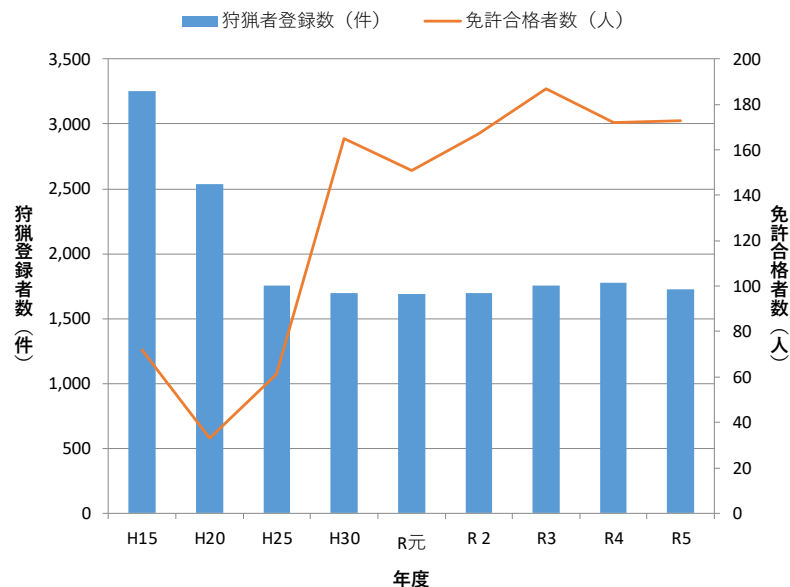
年度	R2	R3	R4	R5	合計
銃	19 (95.0%)	53 (88.3%)	31 (66.0%)	47 (61.0%)	150 (73.5%)
くくりわな	1 (5.0%)	3 (5.0%)	14 (29.8%)	26 (33.8%)	44 (21.6%)
箱わな	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.3%)	1 (0.5%)
その他	0 (0.0%)	4 (6.7%)	2 (4.3%)	3 (3.9%)	9 (4.4%)
合計	20	60	47	77	204

また、狩猟者の高齢化・減少傾向が続く中において、狩猟による捕獲圧を高めるためには、若い狩猟者の育成・確保が必要である。本県では狩猟免許試験の回数増や休日開催のほか、平成 29 年度から狩猟免許取得や銃の購入経費に対する補助を実施しており、令和 5 年度までの 7 年間で延べ 374 人、626 件の助成を行っている。これらの施策により、狩猟者登録数の減少に一定の歯止めをかけることができていると考えられる（表－6、図－12）。

表－6 新規狩猟免許合格者の推移

(単位:人)

年度	H15	H20	H25	H30	R元	R 2	R3	R4	R5
狩猟者登録数(件)	3,255	2,537	1,758	1,700	1,689	1,694	1,751	1,776	1,727
免許合格者数(人)	72	33	61	165	151	167	187	172	173



図－12 狩猟者登録数と狩猟免許合格者の推移

4 被害状況及び対策の実施状況

(1) 被害発生経緯と現状

本県におけるシカの農業被害は、平成 27 年 6 月に大仙市で確認され、その後は同市と隣接する仙北市も含め数件の発生にとどまっていたが、平成 28 年度には能代市でも被害が確認されている。

いずれも被害は小規模であったため、公的な被害として記録されていなかったが、平成 29 年度から水稻への被害が発生し、令和 5 年度は県内各地で大豆、枝豆、リンゴ、水稻に被害が確認されている（表－7、図－13）。

本県ではカモシカの生息密度が高いと考えられるため、実際はカモシカによる被害が混在していることも考えられる。

また、林業被害に関しては、これまで公的な報告はないが、積雪期の定着地である越冬箇所が複数確認されている田沢湖周辺では（第 6 特定計画の評価と改善で後述）、多

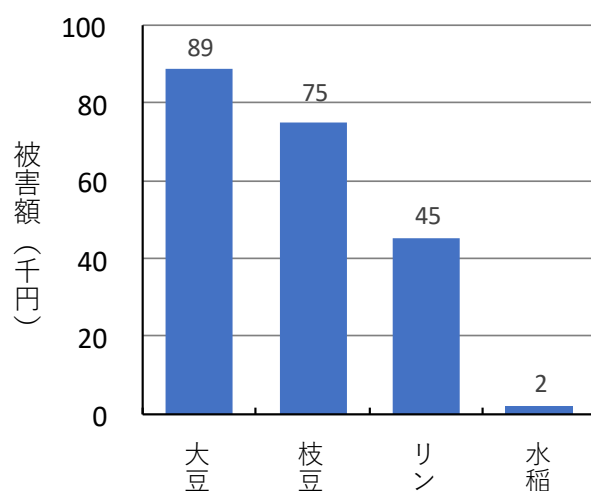
雪年の令和4年2月に越冬箇所と隣接している約20年生スギ林分に剥皮害が発生している（検査キット※でシカであることを確認済）。

※検査キット：（株）ニッポンジーンの製品で糞・食痕のDNA配置からニホンジカかカモシカを識別するためのキット。

表－7 ニホンジカによる農作物被害推移

単位：ha、千円

年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
被害実損面積	－	0.35	0.01	0.15	1.64	2.29	12.1	5.23
被害額	－	4	16	125	494	394	853	211



図－13 令和5年度農作物別の被害額（千円）

（2）被害防除対策の実施状況

一部の市町村では有害鳥獣捕獲が実施されているが、農業被害がまだ局所的、かつ小規模であるため、農家側も深刻に受け止めずに特段の対策を行っていない状況が見受けられる。

ただし、カモシカの被害対策として行われている耕作地周囲へのネット設置は、一定程度シカの被害防除にも寄与していると考えられる。

また、全市町村で被害防止計画の対象獣種として指定しており、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、鳥獣被害防止の対策を実施している。

第6 特定計画の評価と改善

第1次特定鳥獣管理計画では、農林業被害等の目立った影響がない安定した状態を維持することとして、捕獲圧をかけるとともに、シカが住みにくい環境整備を進めていくこととしていた。

捕獲圧の強化に向けては、令和2年度から狩猟期間の拡大（11月15日から翌年2月15日を11月1日から翌年3月15日に拡大）を実施した。実施初年の令和2年度は延長した期間内（11月1日～14日及び翌年2月16日～3月15日）の狩猟による捕獲数

は3頭と少なかったが、令和3年度から5年度までの延長期間内の捕獲数と狩猟捕獲数に対する割合は、令和3年度で16頭、57.1%、令和4年度で7頭、35.0%、令和5年度で8頭、23.5%となり多雪年ほど2月16日～3月15日の捕獲数が増え延長期間中の捕獲率が高くなり、期間延長の効果が認められた（表－8）。

表－8 延長した狩猟期間における捕獲数と最深積雪（第2次計画期間内）

単位：頭、cm

年度	11/1 ～11/14	2/16 ～3/15	計 (A)	A/B	狩猟期間内 の捕獲総数 (B)	角館気象 観測所の 最深積雪
R2	1	2	3	15.0%	20	105
R3	2	14	16	57.1%	28	128
R4	3	4	7	35.0%	20	96
R5	8	0	8	23.5%	34	49

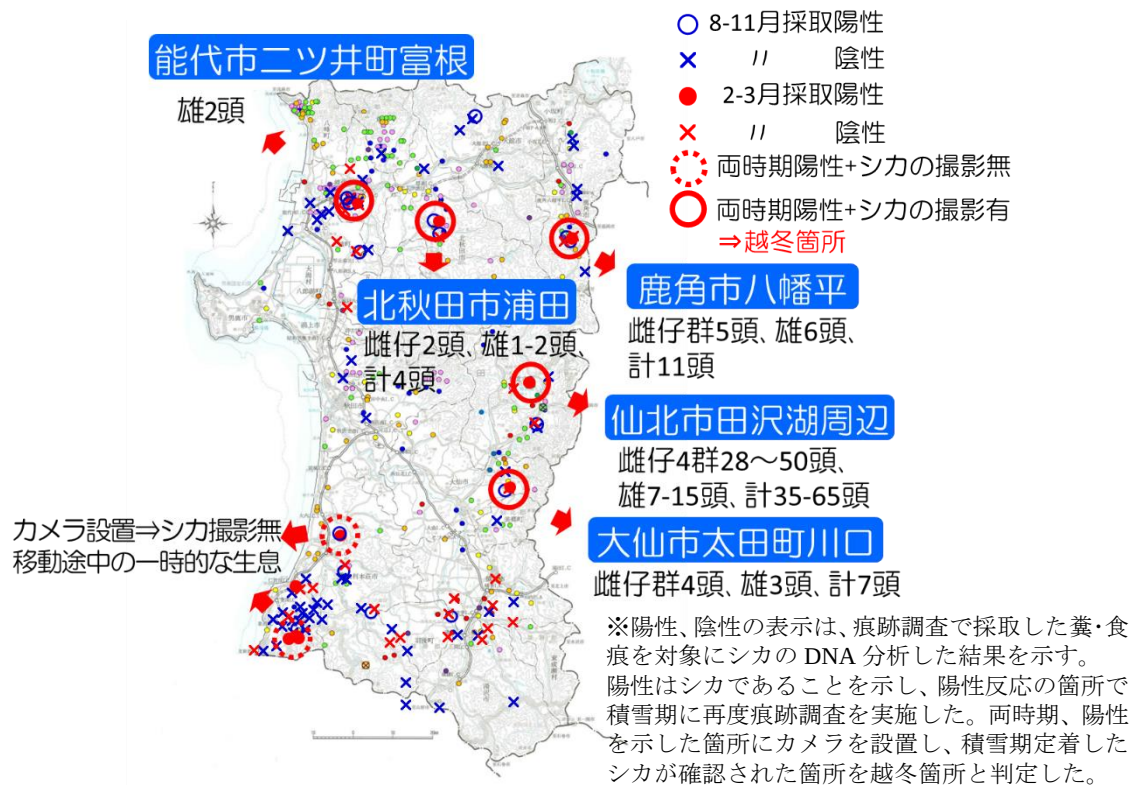
第2次特定鳥獣管理計画では、第1次計画の方針を継続するとともに、捕獲技術向上のためにわな捕獲講習会の開催や、研究機関と協力し越冬箇所探索と、囲いわな等による集団捕獲を試行してきた。越冬箇所は、多くの餌植物の埋雪により採食可能な箇所が限定されてシカが集団化することから、多雪地域において効率的な捕獲箇所と推定される。

捕獲技術向上のための研修会として、くくりわな捕獲技術研修会を令和2年度から毎年実施してきた。令和2年から令和6年までの5年間で、22地域において開催し、延べ469名が参加した。くくりわなによる捕獲数は、令和元年度の0頭から年々増え令和5年度には26頭（捕獲全数に対する割合33.8%）となり、講習会開催の効果があつたと判断される。

一方、越冬箇所については、林業研究研修センターや森林総合研究所東北支所の協力を得て、県内5地域で確認した。中でも田沢湖周辺は4群が異なる箇所越冬し、推定個体数は35～65頭と最も多い（図－14）。

これらの越冬箇所周辺では、令和4年度より指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を実施した。令和5年度までの2年間で計24頭を捕獲したものの、捕獲総数に対する割合は18.9%と高いとは言えない。これは少雪年の令和5年度に、積雪による行動制約が緩和され当該事業の主な捕獲方法である銃猟に負の影響があつたことや、シカが積雪深に応じて越冬箇所を変えることが要因と推測された。

また、囲いわなによる集団捕獲に関しては、多雪年の令和3年3月に田沢湖北岸のスギ林に設置した囲いわなによって成獣オス一頭の捕獲実績にとどまっている。本県のような低密度下では、積雪期でも餌となる下層植物の採食可能量が充分あり、わな内に設置した固形牧草等への誘引効果が小さく、わな内部まで誘引できなかったためと推測された。引き続き研究機関と連携し、積雪深に応じた効率的な捕獲方法や、誘引方法を改良し、集団捕獲技術を確立するための試行を継続することとしている。



図ー14 生息痕跡とカメラの撮影結果より推定されたシカの越冬箇所と生息頭数
(林業研究研修センター「研究スポット」2024 改変)

第7 管理の目標

1 個体群の生息状況に関する指標と目標

本県は100年以上にわたりシカが生息しない環境下で農林業が行われ、生態系が成立してきた地域であるが、シカの管理を放置すると過剰に増加し、農林業被害の拡大を招くだけでなく、生態系や生物多様性、景観を回復困難なほどに改変するおそれがある。

このため、本計画ではシカが群れとして安定的に定着しないよう捕獲圧を強化することで、個体数の増加、分布の拡大を抑制していくことを目標とする。

2 農林業被害の軽減に関する指標と目標

本県ではシカによる農作物への被害はまだ局所的な発生にとどまっているが、県内各地で豆類や水稻等の被害が発生している。また、スギ等造林木への公的な被害報告はないが、多雪年の令和4年2月にはスギ立木への剥皮害が確認されている。今後、更に生息頭数が増加することに伴って農林業被害も増加することが懸念される。

このため、本計画では農業被害に関しては被害を現状から増加させないこと、林業被害に関してはスギ等造林木への食害の現状を把握し、状況に応じて対策を講ずることを目標とする。

また、被害防除の取組と併せて、農地周辺の生息密度を低減することも必要であることから、有害鳥獣捕獲についても取り組んでいくものとする。

3 生活環境被害の軽減に関する指標と目標（生態系等に関する事項を含む）

本県ではシカによる生活環境被害は発生していないため、指標と目標は当面定めないこととする。

なお、他県ではシカの生息密度が高くなった結果、食害により植生や景観への影響が発生している。本県においては、越冬地周辺の一部で植生の衰退が確認され（図－15）、今後、シカが定着して生息数が増えた場合には、県内に分布する希少種や地域を特徴づける植生等への影響も発生するおそれがある。このため、シカの生息密度状況等を勘案しながら、植生の衰退度等のモニタリングについて、関係機関と連携しながら検討していく。



図－15 仙北市生保内におけるシカ越冬地の植生

左：シカの痕跡が多い林分、右：シカの痕跡が少ない林分、両林分は隣接している

第8 数の調整に関する事項

1 個体群管理の施策の考え方

第7の1で述べたとおり、本県では長らくシカが生息していない状況が続いてきたが、隣県からの侵入に加えて、一部の地域では集団で越冬していることが明らかになるなど、県内に定着・繁殖し、個体数増加が始まっていると考えられる。

このため、本計画では県内全域で狩猟や有害鳥獣捕獲による捕獲を進めるとともに、主にメス仔群の集団越冬する地域で指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を実施するなど、個体群の定着を防ぎ、低密度状態を維持する。

2 個体群管理の施策の目標と指標

積雪地域では多くの餌植物が埋雪するため、採食可能な箇所が限られることでシカは集団化し、いわゆる越冬箇所を形成する。また、積雪による行動の制約も認められることから、越冬箇所は捕獲に適していると推測される。そこで、融雪直後に生息痕跡を調べて越冬箇所を把握し、当該箇所において積雪期に指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

越冬箇所では集団化により嗜好性の高い植物種を中心に激しい食痕が認められ、シカの侵入初期では最も早期に食性変化が起きると想定される。そこで、越冬箇所において嗜好性植物を中心に、採食による衰退度を指標としてモニタリングする。モニタリング対象とする嗜好性植物や衰退度状況については研究機関と協議のうえ定める。

また、シカ個体群の動態はメス成獣比率により予測でき、50%に近づくと急激な個体数増加の可能性があることから、対策を講ずる時期の判断材料となる。よって、捕獲個体のメス成獣比を指標としてモニタリングする。

3 個体群管理の施策の実施内容

個体群管理のための捕獲圧の強化を以下の（１）～（３）により図ることとし、捕獲に当たっては、出猟カレンダーによる努力量と捕獲効率の把握とともに、捕獲調書により捕獲個体の情報収集を行い、施策の検証に活用していくこととする。

（１）狩猟による捕獲圧強化

狩猟行為による捕獲圧の強化を図るため、第１次特定鳥獣管理計画から導入した狩猟期間の延長を継続する。

【狩猟期間※】

延長前 11月15日から翌年2月15日まで

延長後 11月1日から翌年3月15日まで

また、必要に応じて鳥獣保護区内でもシカの捕獲が可能となるよう、その他の鳥獣への影響も鑑みながら、鳥獣保護区を法第12条第2項に基づく狩猟鳥獣捕獲禁止区域※に変更し、捕獲を推進していくものとする。

※狩猟期間：鳥獣保護管理法第2条第9項により、10月15日から翌年4月15日までと定められているが（北海道を除く）、同法施行規則第9条により捕獲等をする機関が11月15日から翌年2月15日までに限定されている。ただし、第二種特定鳥獣管理計画を策定している場合、狩猟期間の範囲内で当該鳥獣の捕獲期間の延長が可能（第14条第1項）。

※狩猟鳥獣捕獲禁止区域：鳥獣の保護を図る必要が認められる区域のうち、農林業への被害の原因となる狩猟鳥獣の捕獲等を促進する必要がある区域で、法第12条第2項に基づき当該狩猟鳥獣を除いて捕獲等を禁止する区域。

（２）有害鳥獣捕獲による捕獲圧強化

有害鳥獣捕獲については市町村が主体となって狩猟期間以外（3～10月）を中心に実施しているが、定着した個体による継続した農業被害が発生しないよう、優先的に農地周辺での有害捕獲を実施するとともに、被害が発生していない地域においても予察捕獲（被害を未然に防止するために実施する有害鳥獣捕獲）を推進する。

有害捕獲にあっては、捕獲位置等についての情報も収集していくものとする。

（３）指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲圧強化

第8の5による。

4 捕獲の担い手確保・育成に関する施策

低密度地域である本県においては、無雪期はくくりわなによる捕獲、積雪期は銃猟による捕獲が効率的であることから、くくりわなによる捕獲技術やスラッグ弾にかかる講習会等を実施し、捕獲の担い手確保・育成を図っていく。

また、農作物被害対策の推進を図るため、侵入防止柵の設置及び管理並びに集落点検等を担う指導者（市町村、農業協同組合の担当職員等）を育成する研修等を実施する。

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

狩猟や有害捕獲に加えて、第8の2により集団化する越冬箇所において個体数抑制を目的とし、次により県が実施主体となる捕獲を実施する。なお、詳細については毎年度策定する指定管理捕獲等事業に関する実施計画において別途定めるものとする。

（1）実施期間

第3の計画の期間内とし、原則として1年を超えないこととする。

（2）実施区域

第4の第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域で、かつ、第8の2により越冬箇所と推測される地域とする。

（3）目標

シカの越冬箇所において捕獲事業を行い、個体数を抑制し群れの定着を防ぐ。

（4）実施方法及び実施結果の把握並びに評価

委託事業及び直営により実施し、実施結果の把握は委託事業の完了報告等により行う。本事業では、捕獲により対象地のシカの生息密度を低減させることを目標として実施する。また、研究機関と連携し越冬箇所における群れの捕獲技術の実証事業も行う。

評価については秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会において行う。

（5）実施者

秋田県

第9 生息環境管理に関する事項

1 生息環境管理の施策の考え方

本県ではシカが生息する森林や草地が県土の7割以上を占めていること、高齢化や人口減少の影響で中山間地域における人の活動範囲が減少していることから、全方位的な生息環境管理の実施は難しい状況にある。このため、シカが生息している状況下で農林業被害を防止するためには、人里周辺にシカが寄りつきにくい環境管理を行うことが重要である。併せて、里地里山の適切な管理、荒廃農地や牧草地の適切な管理を進めていくことも必要となる。

2 生息環境管理の施策の目標と指標

本県では、ツキノワグマの出没防止のため緩衝帯整備を実施しており、この取組はシカも含めた野生鳥獣対策に有効と判断されている（林野庁『森林における鳥獣被害

対策のためのガイド 平成 24 年 3 月』より)。ただし、緩衝帯整備については時間の経過とともに植生が回復するため、継続して実施することが重要となる。

このため、生息環境管理として継続的に緩衝帯整備を行う地域があることを目標とする。

＜評価指標＞

- ・鳥獣被害対策として、継続して緩衝帯整備に取り組む地域がある

3 生息環境管理の施策の実施内容

集落沿いの森林林縁や、集落周辺の藪化した原野等の刈払いを行い、見通しをよくすることでシカも含めた野生獣類の出没抑止を図る。また、シカは、荒廃農地等に繁茂する雑草や廃棄農作物、森林の下層植生等を採餌対象とすることから、集落周辺の除草や森林内の下層植物の刈払い、農地における廃棄農作物の除去等、集落や農地周辺における生息しにくい環境づくりの取組も併せて進めていく。実施に当たっては、農林部局における取組と連携しながら行う。

第 10 被害防除対策に関する事項

1 被害防除対策の施策の考え方

シカによる農業被害の防止については物理的な侵入防止柵や電気柵の設置が効果的であるが、個々の農家による取組に加えて、地域ぐるみや組織的に行う面的な対応がより効果を発揮する。適切な防除対策を実施し、農地への侵入防止（物理柵、電気柵等）、農地周辺での餌資源を低減することは、加害個体の効果的な捕獲にも有効であるため、加害個体の捕獲等と併せて、こうした被害防除の取組を推進・支援していく。なお、この取組はシカだけに限らず、本県で多いツキノワグマや、シカ同様に分布が拡大しているイノシシによる農業被害への防除にも必要となる。

2 被害防除対策の施策の目標と指標

被害防除については、市町村が主体となって取組を進めていることから、これを支援していくものとし、被害防除として電気柵の普及を図りながら、農業被害面積の減を目標とする。併せて、地域における被害防除を進めていくためには、現場で被害対策の指導等を行う職員の存在が重要となることから、鳥獣被害対策の知見を持った職員数の確保を目標とする。

＜評価指標＞

- ・市町村において電気柵の普及（設置補助事業、研修、設置指導）を実施している
- ・農業被害面積（実面積）の減（令和 5 年度：5.23ha）
- ・鳥獣被害対策の研修受講者数が維持されている（令和 5 年度：のべ 96 人）

3 被害防除対策の施策の実施内容

市町村が主体となった防護柵等による予防を中心に、集落点検と併せて未収穫作物の適切な管理、荒廃農地の解消等による鳥獣の誘引防止等や、シカが出没しないような刈払い等の環境管理を推進する。

また、侵入防止柵の設置及び管理並びに集落点検等を担う指導者（市町村、農業協同組合の担当職員等）を育成する研修等を実施する。

第11 モニタリング等の調査研究

1 管理の目標に対応したモニタリング

（1）個体群に関するモニタリング

シカの痕跡密度の調査を実施し、各地域における増減傾向を把握するほか、これまで実施している目撃情報も重要な分布情報であるため、ツキノワグマ等情報マップシステム（クマダス）等を活用し、目撃分布の情報収集を行っていく。

また、研究機関等と協力し、シカの越冬地と推察される場所についての調査を継続し、その際の植生の衰退度等についても調査方法を検討する。

併せて、出猟カレンダー等による捕獲数や捕獲効率、目撃効率等も個体群に関するモニタリングに活用する。

（2）農林業被害の軽減に関するモニタリング

毎年の被害状況について情報収集するほか、農林部局と協力して被害防除対策の実施状況等を把握する。

2 各種施策の目標に対応したモニタリング

（1）個体群管理に関するモニタリング

捕獲数等の情報のほか、捕獲個体の性別、齢区分、成獣メスの捕獲状況等を捕獲調書から把握する。併せて、出猟カレンダー等により捕獲情報の収集を行う。

（2）生息環境管理に関するモニタリング

シカが集団で越冬する地域において下層植物の衰退状況について、研究機関等と連携し情報収集を行う。

また農地周辺における生息しにくい環境づくりの取り組みについて内容や箇所数等の情報収集を行う。

（3）被害防除に関するモニタリング

農林部局と連携し、市町村における被害防止対策の実施状況について実績等を把握する。

第12 その他管理のために必要な事項

1 特定計画の実施体制

管理計画の目標を達成するため、地域住民の理解と協力を得ながら、県、市町村及び関係団体等の緊密な連携の下に、個体群管理や被害管理等の施策の実施に取り組む（図-16）。

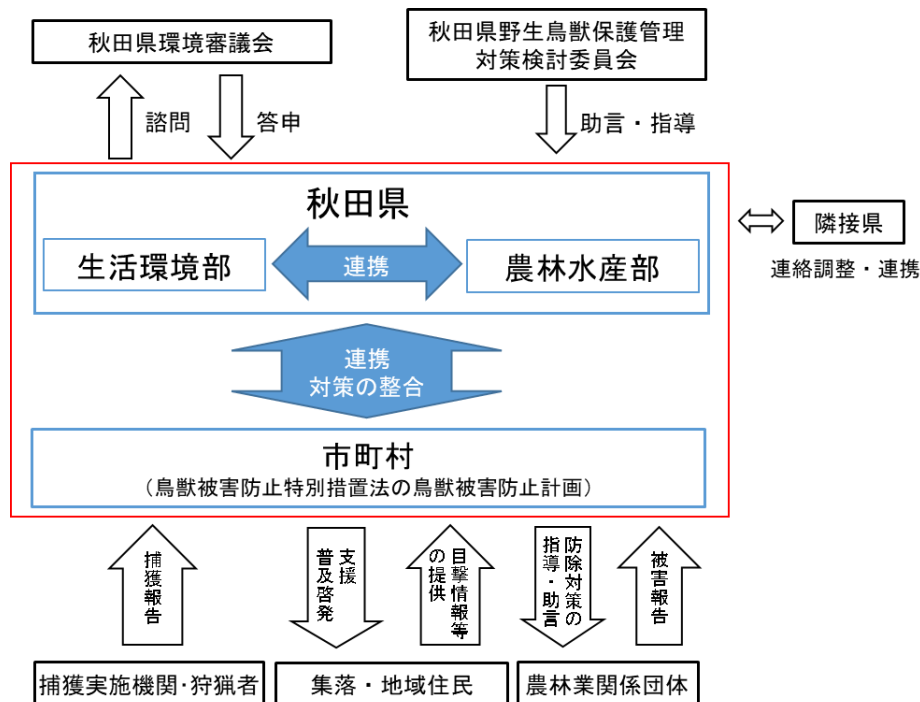


図-16 管理の実施体制図

2 各主体の役割分担と連携

(1) 県の役割

自然保護課は本計画を策定し、県全体の管理目標を設定する。そして、他の関係行政部局、地域住民、民間団体等の各主体が実施する取組の情報収集や調整を行うとともに、目標達成のために必要な施策を主体的に実施する。なお、自然環境（景観含む）対策や農林業被害対策については農林部局と分担して実施する。

また、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が策定する鳥獣被害防止計画（以下「被害防止計画」という。）が、鳥獣保護管理事業計画及び特定計画と整合性が取れたものであるかを確認して、市町村との連携に一層努める。

併せて、シカは白神山地周辺や他県にも広域的に分布していることから、国の関係機関や隣接県との連携を図る。

加えて、これらの取組状況や調査結果等を広く県民に公表し、シカ対策についての考え方や取組についての普及を図る。

(2) 市町村の役割

農林業被害については被害防止計画を策定し、鳥獣被害防止総合対策事業を活用して、県と連携して被害防止計画に基づく個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策に係る地域ぐるみの取組を実施する。また、その他市町村が管理する区域においても、モニタリング等の状況把握や被害対策を行う。

有害鳥獣捕獲等の結果に関する情報は、個体数など個体群動向等の重要な基礎資料となることから、定期的に県に報告する。

(3) 集落・地域住民の役割

個々の農地は地域住民が、集落全体は集落が主体的に被害防除対策を実施する。

なお、個々の農業従事者が対策を実施するよりも集落ぐるみで対策を実施することが効果的な場合については、行政と連携しながら取り組むものとする。

具体的には防護柵の設置・管理、やぶの刈払い、誘引物（廃棄農作物や放棄果樹の管理）の除去は集落・地域住民が主体となっていく。

その他、目撃情報等について県や市町村に随時情報提供を行う。

農業協同組合等は組合員に対し、被害防除技術の普及啓発や各種助成制度活用の情報提供を行う。

3 鳥獣被害防止計画との調整

市町村が策定する被害防止計画と本計画は「農林業被害・生活環境被害あつれきの軽減」において共通の目的を有しており、かつ、シカの捕獲区分の一部は実施主体が市町村となることから、両計画における施策について整合を図っていくものとする。

具体的には、痕跡密度や捕獲状況など俯瞰できる情報をとりまとめる県が、それらの情報を提供し、市町村における被害防止計画の策定を支援する。

また、市町村は被害防止計画に基づき、県から提供された情報やこれまでの事業実績、確保可能な予算等を踏まえて被害防止に必要な捕獲に努める。

県は市町村による有害捕獲状況や、狩猟による捕獲数を考慮したうえで、指定管理事業等による捕獲圧強化の目標を設定する。

4 錯誤捕獲対応の実施体制等

今後、わなの使用数の増加により、錯誤捕獲の発生が懸念されるため、錯誤捕獲が起こりうる事態を想定した危機管理に関する技能や知識の普及を図っていくこととする。

(1) 錯誤捕獲の予防

錯誤捕獲を予防するため、捕獲従事者等への指導の徹底を図ることとし、くくりわなを使用する場合は、以下の措置をとることとする

- ① くくりわなの設置後は原則として毎日見回りを行い、足跡等の痕跡からツキノワグマやカモシカ等の利用の有無を確認する。
- ② くくりわなを設置した付近で、特にツキノワグマの利用が確認された場合は、くくりわなを移動又は撤去する。
- ③ 原則として、ツキノワグマの冬眠期間（概ね 12～3月）を除いて、米ぬかをくくりわなの誘引餌として使用しない。

(2) 放獣体制の整備等

錯誤捕獲が発生した場合は、速やかに市町村、もしくは最寄りの地域振興局農林部森づくり推進課へ連絡するものとし、関係者で対応を協議しながら放獣等を実施することとし、その体制整備に努める。

また、ツキノワグマの放獣については秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第6次ツキノ

ワグマ) によるものとする。

5 感染症及び安全対策の実施

(1) 防疫措置の実施内容及び実施体制、状況把握

シカの捕獲はイノシシの捕獲と同時に行う可能性があるため、シカの捕獲であつても十分に感染症の防疫に留意することについて注意喚起を図っていく。

(2) 人獣共通感染症への注意喚起

シカとの人獣共通感染症としては、ダニが媒介する重症熱性血小板減少症候群(SFTS)等の感染症や、糞尿や血液等と直接接触によるQ熱(コクシエラ菌)、加熱不足の肉等の摂食によるE型肝炎等の感染症がある。こうした感染症を防ぐためにも、捕獲に従事する際にはダニに刺されにくい服装等で臨むことや、解体作業時には手袋を着用すること、肉等を食す場合は十分に加熱することなどを各種研修会等で注意喚起を図っていく。